⑻　専任の監理技術者（又は主任技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者(又は主任技術者)とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

⑽　手続における交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒀　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒁　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者等の参加　上記２⑴２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　本公告における内容の詳細については入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tsuyoshi Koike Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Yoshihama-Kamaishi Road in Route 45

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 25 November 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 February 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 19 February 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 19 February 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 11 月 13 日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第 13 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸③築造工事（第二工区）

⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先

⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）浚渫の附帯施設工として埋立護岸の基礎工、本体工及び被覆・根固工の施工を行うものである。

⑸　工期　契約締結の日から平成26年10月15日まで

⑹　使用する主要な資機材　捨石　１式、被覆石　１式、中詰砂　１式、コンクリート　１式、ガット船、起重機船

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は単体有資格者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、海上工事において、1,200ｔ／函以上のケーソンを据付けた工事とする。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。